

香芝市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第25号

香芝市営住宅条例の一部を改正する条例

香芝市営住宅条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ロ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2の規定」を加え、「の規定」を削る。

第57条第1号中「あること」を「あって、自ら使用するため駐車場を必要としていること」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、介護等専ら当該市営住宅の入居者又は同居者のために使用する必要があると認められるときは、この限りでない。

第57条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第8号ロの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。